

R3. 1. 19時点版

# 学校における新型コロナウイルス感染症に関する ガイドライン



愛知教育大学附属岡崎小学校

# 出欠等の扱いについて

- 以下の場合には「欠席」とせず、「出席停止・忌引き等」とする
  - ① 児童が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
  - ② 児童が濃厚接触者と判断された場合
  - ③ 児童が発熱や体のだるさ等の症状が見られた場合
  - ④ 児童の同居の家族が自宅待機を保健所や会社等から指示されるなど、児童が他の児童に感染させる恐れがあると考え、児童の登校を控えた場合
  - ⑤ 同感染症に罹患することを児童または保護者が不安に思うなどして、児童の登校を控えた場合

※ 欠席理由については公表しない。



# 児童及び教職員が感染者、又は濃厚接触者として特定された場合の対応

---

## (1) 児童及び教職員が感染した場合

- ① 保健所の指示を受け、特定された感染者が児童の場合は、2週間の出席停止とする。教職員の場合は、2週間の療養休暇を取得させて、当該校の臨時休校の措置はとらない。
- ② 保健所の指示を受け、感染者が完全に特定できない場合は、当該校は、2週間を目処に臨時休校とする。

## (2) 児童及び教職員が濃厚接触者に特定された場合

- ① 保健所の指示を受け、特定された濃厚接触者が児童の場合は、2週間の出席停止とする。教職員の場合は、2週間の出勤困難な場合の特別休暇を取得させて、当該校の臨時休業の措置はとらない。
- ② 保健所の指示を受け、濃厚接触者が完全に特定できない場合は、当該校は、2週間を目処に臨時休業又は、臨時休校とする。



# 濃厚接触者となる定義

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策（マスク着用等）をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

（厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）令和3年度1月15日時点版」より）



# 校内環境

---

- (1) 校内には消毒用アルコールを各所に設置し、机と机の間隔を取る。
- (2) 全教職員はマスクを着用する。
- (3) 教室ドア・窓は休憩時間ごとに開放、常時2方向の窓を同時に開け、換気を行う。
- (4) ドアノブ、手すり、机等の学校設備・施設の消毒(毎日消毒)をする。
- (5) トイレ掃除は、教職員が行い、定期的に消毒する。



# 登校前・登下校時

- (1) 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動バランスの取れた食事を取るようにする。
- (2) 児童、教職員とも、毎朝、検温や健康状態の確認を行う。熱症状や強い倦怠感、咳が出る、喉に異常を感じる、嗅覚・味覚に異常を感じる場合は、登校、出勤を控える。(同居の家族に同様の症状が見られる場合も含む)
- (3) マスクを可能な限り着用する。マスクの色や形、素材については限定しない。  
※参照資料1 「正しいマスクの付け方」
- (4) 検温結果や健康状態について学校から配られた健康カードに記入する。
- (5) 登下校について
  - ① 通学時には電車やバスの中での会話を控えるように指導する(飛沫感染防止)
  - ② 送り迎えを可とする。



# 学校生活①

- (1) 登校時、児童が教室に入る前に、必ず手洗いをさせる。また、こまめな手洗いを指導する等、手洗い指導を徹底する。 ※参照資料2「正しい手の洗い方」
- (2) 登校後、教職員が健康カードを回収する。家庭で検温できなかった場合は、学校で検温する(接触型体温計は使用後消毒する)。
- (3) マスクの所持を確認する。マスクのない児童には学校のを渡す。  
※参照資料1「正しいマスクの付け方」※参照資料3「咳エチケット」
- (4) 休み時間の過ごし方について、原則トイレ休憩、授業準備の時間とし、できる限り、密接・密集することがないように指導する。
- (5) 喚気に配慮する。



# 学校生活②

- (1) 当面の間、全校児童生徒が集まる全校集会等は、行わない。
- (2) 教科等活動は、文部科学省「衛生管理マニュアル」における、地域の感染レベルごとの行動基準を踏まえて実施する。(以下のような点に配慮する)
  - ・授業は、密閉・密集・密接を避けた授業形態で行う。
  - ・ペアやグループ学習、集団音読や合唱等のように、近距離で会話したり発声したりする活動は控える。
- (3) 教具や器具等の共用はできるだけ控え、触れる前後で手洗い、消毒を徹底する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する理解と風評被害・いじめ防止等について、学活や道徳の授業等で扱い、子どもたちの「心の教育」学習を深める。



# 給食・食事

---

- (1) 教職員、児童ともに手洗いを徹底する。
- (2) 喫食時以外は、マスクを着用する。
- (3) 給食を食べる前に児童の健康状態(発熱、せき、下痢、腹痛、嘔吐等の有無)を担当が観察する。異常があった場合は、養護教諭に報告する。
- (4) 担任は原則、配膳の場に立ち会い、児童の様子を見守る。
- (5) グループでの会食はせず、前を向いて喫食し、食事中の会話は控えるようにする。



# 心配なときは…

新型コロナウイルス感染症を理由とした、不安や悩み、差別や偏見を感じるがありましたら、いつでも学校へご相談ください。

その他にも、文部科学省ホームページより、新型コロナウイルス感染症を理由とした児童生徒等の皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口は、下記の通りです。  
一人で苦しまず、利用してみてください。

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm)

子どもの人権110番「法務省」 0120-007-110

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

都道府県警察の少年相談窓口

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

いのちの電話の相談 0120-783-556

一般社団法人日本いのちの電話連盟

<https://www.inochinodenwa.org/>

チャイルドライン（18歳までの子供が対

0120-99-7777 <https://childline.or.jp/>



新型コロナこころの健康相談電話 050-3628-5672

一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理師協会

<http://www.jscpp.jp/info/infonews/detail?no=730>

# 参照資料

## ※1 「正しいマスクの付け方」



## ※2 「正しい手の洗い方」

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に

- 爪は短く切っておきましょう
- 時計や指輪は外しておきましょう



石鹸で洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ※3 「咳エチケット」

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



# 新型コロナウイルス感染症の対応フローチャート

## 患者・濃厚接触者発生時

